

就学援助（準要保護）制度のお知らせ

北斗市では、北斗市内に住所を有し、国公立の小中学校に在学または入学するお子様のいる世帯のうち、生活に困窮され、生活保護に準ずる程度であると認められる世帯を対象に、就学援助を行っております。（別添「就学援助のごあんない」参照）

このうち、入学時の学用品購入に活用していただく新入学児童生徒学用品費については、希望により入学前に支給いたします。

記

◆要件

- ・就学援助の認定基準に該当すること。
- ・申請時及び令和6年4月に北斗市内に住所を有し、国公立の小中学校に入学する児童生徒の世帯（保護者）。

※生活保護を受けている世帯は、就学援助を受けることはできません。

また、他市町村にて新入学児童生徒学用品費を受給済または受給予定の場合は、新入学児童生徒学用品費は支給できません。

◆新入学児童生徒学用品費 支給額

小学校：1人 54,060円

中学校：1人 63,000円

※支給額については、文部科学省が定める単価に準じているため、今後、変動する場合があります。

◆申請方法（申請は世帯単位となります）

教育委員会にお越しいただき、受付票（同居者全員の氏名・令和5年中（1月1日～12月31日）の収入や種類等）に記入していただきます。申請書をお渡ししますので、申請書の記入及び学校長への連絡のうえ必要書類と併せて教育委員会にご提出ください。

※必要書類については、申請書をお渡しする際にご説明いたします。

※令和6年4月からお子様が入学する場合は、入学後、4月中に学校長へ連絡してください。

※北斗市に居住し、北斗市外の小中学校に在籍または入学する場合は、地区民生委員と面談していただきます。

◆申請書交付・受付期間、支給時期

	申請書受付期間	支給時期
第1次	令和6年1月 9日(火)～1月31日(水)	3月上旬
第2次	令和6年2月 1日(木)～2月29日(木)	3月中旬
第3次	令和6年3月 1日(金)～3月 5日(火)	3月末

※支給時期前に、仮審査による審査結果（認定・否認定）を通知します。

◆受付期間後の申請

上記の受付期間後でも随時申請を受け付けておりますが、6月中旬に確定する収入情報と申請書に記載された収入に係る書類の金額に相違がないか審査（本審査）を行ってから認定するため、7月に審査結果を通知し、順次支給となります。（**新入学児童生徒学用品費は5月1日以降に申請した場合は支給されません。**）

※入学前支給のための審査は世帯全員の令和5年中の総収入を申請時に添付してもらう源泉徴収票等により審査（仮審査）となるため、源泉徴収票の添付漏れ等により、**仮審査で認定となった場合でも本審査で否認定となった場合は、既に支給した新入学児童生徒学用品費を全額返還していただくこととなります。**

問い合わせ先 北斗市教育委員会 学校教育課学校教育係
（総合文化センターかなで～る内）

☎0138-74-2000